委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	● 知事	○ 市区町村長等	
2. 都道府県名	鳥取県		
3. 市区町村名			
4. 届出番号		4	
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.tottori.lg.jp/242923.htm		

執行機関名 鳥取県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せ てその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律 第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関 する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの	
②番号法別表第1の項	91		
③番号法別表第2の項	113		
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第5の項 私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律 第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)への就学に要する費用の援助に関 する事務(法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。)であって、規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第2条	
	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校	第2条 学び直し支援金は、高等学校等を中途退学した者が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等のうち、鳥取県に所在するもの(地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び法第14条の規定による就学支援金に関する特例に定められた私立高等学校等を除く。以下「私立高等学校等」という。)において、再び学び直す場合に支給することにより、私立高等学校等における教育費に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 鳥取県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領	

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第4条第1項			
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援 金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実に ついての審査に関する事務			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領2(2)			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報			
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領2(7)			
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出 に係る事実についての審査に関する事務	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金の受給権者の収入の状況の届出に係る 事実についての審査に関する事務			
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	鳥取県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領2(7)			
②情報提供者	市町村長	市町村長			
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報			

備考	